

プライバシーの法的保護に 関するOECDの勧告について

(部落解放研究所) 人権部会事務局

部落解放同盟の第三六回全国大会が、去る三月二日、三日、四日と、東京都内において開催された。

この大会で採択された方針書の中で、プライバシーの法的保護に関して、次のような指摘がなされている。

「戸籍や附票、住民票などを悪用した、興信所や探偵社などによる、差別調査があいついでいる。とくに、興信所・探偵社が、^①調査をおこなっているという許しがたい差別の実態にたいし、糺弾闘争を強化する。それとともに、最近急ピッチで進行している住民基本台帳などの、個人に関する諸データのコンピュータ化にたいし、部落差別を許さない立場から、実態の調査と効果的な対応を関係方面にもとめていく。

この点で総評も積極的に参加している『プライバシーを守る中央会議』と連帯するなかで、『プライバシー保護法』の制定を求めていく。」

(「解放新聞」臨時号 一九八一年三月二日、五四頁) この方針書によって、端的に指摘されているように、「部落地名総鑑」の続出や、興信所や探偵社による悪質な差別調査の実態、さらには、戸籍や戸籍附票、住民票の差別利用という実態を見るとき、プライバシーの法的保護は、部落差別を撤廃する上においても極めて重要な課題となってきた。

周知のように、プライバシーの法的保護という概念は、「私生活にふれて欲しくない」権利として出発してきた

が、今日では、そうしたいわば受身的な権利だけではなく、「個人や団体の情報に対する主権の尊重」の権利として積極的に確立されてきている。

そして、その権利は、①本人の同意なしに情報を収集してはならない、②本人にチェックの権利を認める、③目的以外に情報を利用しない、④以上の基本原則に違反した公的機関、あるいは民間の機関は、法的制裁を受ける等々の原則として確立されてきている。

この原則が、わが国において確立され、法的保護されていたならば、「部落地名総鑑」差別事件や、興信所・探偵社等による悪質な差別事件は、かなりの程度、おいこみえていたであろう。

さらに又、わが国においてプライバシーの法的保護が確立されていたならば、部落差別以外の形で差別をうけている、多くの人々の人権が大きく守られることに役立っていたと思われる。

こうした観点から、プライバシーの法的保護が早急に確立されていく必要があるが、その重要な手がかりとして、昨年一〇月に出された、OECD(経済協力開発機構)のプライバシーの法的保護に関する勧告がある。

これは、プライバシーの法的保護に関する国際的な努力が集大成されたものであり、この検討が重要な課題となっ

ている。

このような趣旨から、本号では、この内容を紹介するが、これは、行政管理庁の方で作業された仮訳である。それとともに、この勧告の持っている意義、さらに、この勧告をうけた日本政府の対応の動向について、朝日新聞と毎日新聞に報道され内容を、あわせて紹介する。

なお、次号においては、日本社会党と民社党によってまとめられた、プライバシー保護法案を紹介する予定である。

プライバシーの保護と個人データの 越境流通についてのガイドラインに 関する理事会の勧告(仮訳)

理事会は

一九六〇年一月四日のOECD条約第1(c)、3(a)及び5(b)の各項に留意し、加盟国は、国内法及び国内政策の相違にもかかわらず、プライバシーと個人の自由を保護し、かつプライバシーと情報の自由な流通という基本的ではあるが競合する価値を調和させることに共通の利害を有すること。

個人データの自動処理及び越境流通は、国家間の関係に新しい形態を作り上げるとともに、相互に両立し得るような規制の制定と運営を要請すること。
個人データの越境流通は経済及び社会の発展に貢献すること。

プライバシー保護と個人データの越境流通に係る国内法は、そのような越境流通を妨げるおそれがあることを認識し、

加盟国間の情報の自由な流通を促進すること及び、加盟国の経済的、社会的関係の発展に対する不当な障害の創設を回避することを決意し、次のとおり勧告する。

- 1、加盟国は、その国内法の中で本勧告の主要部分である別紙のガイドラインに掲げているプライバシーと個人の自由の保護に係る原則を考慮すること。
- 2、加盟国は、プライバシー保護の名目で個人データの越境流通に対する不当な障害を形成することを除去ないしは回避するように努めること。
- 3、加盟国は、別紙に掲げられているガイドラインの履行について協力すること。
- 4、加盟国は、このガイドラインを適用するための協議、協力の特別の手続についてできるだけすみやかに同意すること。

又は利用の前後関係からプライバシーと個人の自由に対する危険性のある公的又は私的分野の個人データに適用する。

3、このガイドラインは、次のことを妨げるものと解釈されてはならない。

- (a) 異なる範ちゅうの個人データに対し、その性質及びその収集、貯蔵、処理及び流布における前後関係により、異なる保護措置を適用すること。
- (b) プライバシーと個人の自由に対して、明らかにいかなる危険性をも含んでいない個人データについて、ガイドラインの適用を除外すること。
- (c) 個人データの自動処理についてのみガイドラインを適用すること。

4、ガイドラインの第2部及び第3部に掲げられている諸原則に対する例外は、国家主権、国家安全保障及び公秩序に関係するものを含め、

- (a) できるだけ少なくすること
- (b) 公衆に知らしめること

5、連邦国家という特別の場合には、ガイドラインの遵守は連邦制における権限の分配により影響を受けるであろう。

6、ガイドラインは、最小限の基準とみなされるべきであ

(別紙)

プライバシーの保護と個人データの越境流通についてのガイドライン

第1部 総論

定義

1、このガイドラインにおいて

- (a) 「データ管理者」とは、国内法によって、個人データの内容及び利用に関して決定権限を有する者を意味し、そのようなデータが管理者又はその代理人によって、収集、貯蔵、処理、もしくは流布されるかどうかは問わない。
- (b) 「個人データ」とは、識別された又は識別されうる個人(データ主体)に関するすべての情報を意味する。
- (c) 「個人データの越境流通」とは、国境を越えて個人データが移動することを意味する。

ガイドラインの適用範囲

2、このガイドラインは、その処理形態ないしはその性質

り、プライバシーと個人の自由の保護のための他の措置を追加することができる。

第2部 国内的適用における基本原則

収集制限の原則

7、個人データの収集には、制限を設けるべきであり、いかなる個人データも、法的かつ公正な手段によって、かつ適当な場合には、データ主体に知らしめ又は同意を得た上で、収集されるべきである。

データ内容の原則

8、個人データは、その利用目的に沿ったものであるべきであり、かつ利用目的に必要な範囲内で正確、完全であり最新なものでなければならない。

目的明確化の原則

9、個人データの収集目的は、収集時よりも遅くない時期において明確化されなければならない。その後の利用は、収集目的の実現又は収集目的と両立しかつ目的の変更毎に明確化されるその他の目的に制限されるべきである。

利用制限の原則

10、個人データは、第9節により明確化された目的以外の目的のために開示利用その他の使用に供されるべきでは

ないが、次の場合はこの限りではない。

(a) データ主体の同意がある場合、又は、

(b) 法律の規定による場合

安全保護の原則

11、個人データは、その紛失もしくは不法なアクセス・破壊・使用・修正・開示等の危険に対し、合理的な安全保護措置により保護されなければならない。

公開の原則

12、個人データに係る開発、実施、政策については、一般的な公開の政策が取られなければならない。

個人データの存在、性質及びその主要な利用目的とともにデータ管理者の識別、住所をはっきりさせるための手段が容易に利用できなければならない。

個人参加の原則

13、個人は次の権利を有する。

- (a) データ管理者が自己に関するデータを有しているか否かについて、データ管理者又はその他の者から確認を得ること。
- (b) 個人に関するデータを、
- (Ⅰ) 合理的な期間内に、
- (Ⅱ) もし必要なら、過度にならない費用で、
- (Ⅲ) 合理的な方法で、かつ、

(Ⅳ) 自己にわかりやすい形で、自己に知らしめられること。

(c) 上記(a)及び(b)の要求が拒否された場合には、その理由が与えられること及びそのような拒否に対して異議を唱えることができること。

(d) 自己に関するデータに対して異議を唱えること、及びその異議が認められた場合には、そのデータを消去、修正、完全化、補正させること。

責任の原則

14、データ管理者は、上記の諸原則を履行するための措置に従う責任を有する。

第3部 国際的適用における基本原則

自由な流通と法的規制

15、加盟国は、個人データの国内における処理及びその再輸出が、他の加盟国に及ぼす影響について配慮すべきである。

16、加盟国は、単なる通過も含めた個人データの越境流通が阻害されず安全であることを確保するために、あらゆる合理的かつ適当な手段を講ずべきである。

17、加盟国は、自国と他の加盟国との間における個人デー

タの越境流通を制限することを控えるべきであるが、後

者が未だガイドラインを実質的に遵守していない場合又はかかるデータが後者から再輸出されることにより、加盟国の国内保護法を侵害する場合にはこの限りではない。また、加盟国は、その性質から特別にプライバシー保護の国内法、規制を行っている個人データについて、相手加盟国において同等の保護措置を行っていない場合においても、制限を設けることができる。

18、加盟国は、プライバシーと個人の自由の保護という名目で、これらの保護に必要とする程度を超えて、個人データの自由な越境流通の障害となるような法律や政策の策定及び実施を差し控えるべきである。

第4部 国内的履行

19、第2部及び第3部に規定されている諸原則を国内的に履行するに当って、加盟国は、個人データについてプライバシーと個人の自由の保護のための法的、行政的又はその他の手続きあるいは制度を確立すべきである。加盟国は、特に次の事項に努めるものとする。

- (a) 適当な国内立法を制定すること。
- (b) 行動綱領その他の形式による自主規制を奨励し、支

持すること。

(c) 個人に対し、その権利を行使するための合理的な手段を提供すること。

第2部及び第3部の諸原則を履行する措置に応じない場合には、適当な制裁及び救済手段を提供すること。

(e) データ主体に対する不当な差別がないようにすること。

第5部 国際協力

20、加盟国は、ガイドラインの諸原則の遵守状況について、要求があれば他の加盟国に知らしめるべきである。

加盟国は、また、個人データの越境流通及びプライバシーと個人の自由の保護についての手続きが簡明であり、かつガイドラインを遵守している他の加盟国のそれと両立するようにすべきである。

21、加盟国は、次の事項を容易にするための手続きを確立すべきである。

- (Ⅰ) ガイドラインに関する情報交換
- (Ⅱ) 手続的調査的事項における相互援助

22、加盟国は、個人データの越境流通に関して適用しうる法律を決定するため、国内的、国際的原則の発展に向け

法未制定国に「プライバシーと個人の自由の保護のための法的、行政的、その他の手続き、制度を確立すべきだ」とプライバシー保護対策の確立を促す勧告を出した。これを受けて中曽根行政管庁長官は昨年秋の臨時国会で、保護制度に積極的な発言をしている。

研究会は、OECDが示したガイドラインに基づき①宗教、政治信条、労働組合加入者か否か、など非常に微妙な個人情報の収集をどうするか②収集された個人情報の閲覧、訂正権の確立③情報を外部にもらさない安全面の対策④情報の管理体制の明確化⑤情報の多目的利用の制約⑥個人情報システムの開示制度の確立——などをテーマに毎月一、二回の会合を開くが、行管庁は研究会の下に作業部会を設けて作業を進める方針。

わが国でプライバシー保護の問題が大きくクローズアップされたのは、四十五年に政府が「国民総背番号制」推進の方針を打ち出したとき、行政機関の情報処理の高度化をはかるため国民一人一人に個人番号をつけようとしたものだが、全電通など労働組合の猛反発にあい断念したいきさつがある。

その後、行管庁の付属機関である行政監理委員会は五十年に①プライバシー侵害の具体的態様を想定すべきだ②想定された侵害は文書情報時代でも発生していたのか、コン

定しているのは米国、スウェーデン、西ドイツなど十カ国。さらにスペイン、オランダなど三カ国は法制化を審議中で、英国、スイスなど六カ国は前向きに検討中だ。状況の分からないトルコ、ギリシャなど三カ国を除くと、未対応なのはわが国とアイルランドの二カ国だけ。一方、地方自治体の動きも最近にわかに活発化しており、自治省の調査では仙台市、東京文京区、神奈川県湯河原町など五十の市、特別区、町でプライバシー保護条例が設けられている。また昨年の国勢調査では出生児数、離婚歴など調査項目からはずさざるをえなかったように、国民の関心も次第に高まっている。

プライバシーの保護は情報公開と表裏一体の関係にある。情報公開制度の確立は三月発足する第二次臨時行政調査会の主要テーマに予定されているが、プライバシーの保護対策もこれと並行して検討しておく必要がある。今回の研究会発足は、OECDの勧告を受けた行政側がようやく重い腰を上げた——との感じもするが、これまでの政府の消極的な対応からみれば、プライバシー保護法制定へ向け「一歩前進」といえる。

ピューターの出現によって侵害の可能性が大きくなったのかを明らかにする③保護対策については費用対効果を十分考える④諸外国のプライバシー保護法の実施状況を調査、検討する——の四点に留意しながらプライバシー保護対策の具体化をはかるべきだ、との中間報告を出したが、政府は五十一年にコンピュータのデータの漏えいや紛失を防ぐため、データ管理の徹底を事務次官会議で申し合わせただけで、これまで具体的な対策を講じていない。

〈解説〉

情報公開制度と並行検討を

現在、国が収集している個人情報行政機関、特殊法人合わせて延べ六億九千万件にのぼるが、プライバシー侵害の具体的な事例はこれまでのところほとんどみられない。これは、わが国では米国やスウェーデンのように情報公開の原則が確立していないため、行政機関が持っている個人情報民間機関の商業活動に利用されるケースが少ないこと、公務員の守秘義務が規定されているなどの理由によるものだ。しかし諸外国の例や地方自治体の動き、そして国民のプライバシーに対する意識の変化からみても、このままではよいというわけにはいかない。

OECD加盟二十四カ国のうちプライバシー保護法を制

完全なる冤罪 徳本事件

和島岩吉著

定価1,300円

徳島ラジオ商事件、加藤老事件、狭山事件など、冤罪を訴える多くの再審事件を弁護してきた著者が、弁論を通じて徳本事件の真相と裁判の全貌を明らかにし、誤判と再審の問題を世論に問う。

「同和」教育論ノート

元木健・村越末男編

定価一、五〇〇円

大学でのテキスト、「同和」教育の入門書

差別の意識構造

八木晃介著

定価一、五〇〇円

差別意識を変革する具体的手がかりをさし示す

解放出版社

大阪市浪速区久保吉町1-6-12 振替 大阪311854☎(06)561-5273
東京営業所 千代田区神田神保町1-52 川金ビル内☎(03)291-7586